

各学校法人理事長 様

大阪府教育庁私学課長

令和 2 年度学校教育設備整備費等補助金（特別支援教育設備整備費等）
に係る交付申請計画書の提出について（依頼）

標記について、文部科学省初等中等教育局長から別添のとおり依頼がありましたので、お知らせします。
つきましては、募集対象事業を実施される学校法人におかれては、積極的な申請をご検討いただくとともに、交付申請計画書の提出に当たっては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）等の法令等、下記事項及び別添通知を遵守の上、交付申請計画書を作成し、郵送及び電子メールにより提出してください。

記

- 1 募集対象事業 (1) 特別支援教育設備整備事業 (2) 最新の情報機器等整備事業
(3) 学校安全設備整備事業
- 2 提出期限 令和 2 年 9 月 4 日（金）
※期限までに提出がない場合は、申請がないものとして取り扱います。
- 3 提出書類 ① 別紙様式 1（1-1、1-2、1-3）
② 別紙様式 2（2-1、2-2、2-3）
③ 整備する設備に関する見積書及びカタログ（定価、規格が記載されているもの）
- 4 提出方法 (1) 郵送 提出書類①、②及び③の紙媒体を 2 部提出
(2) 電子メール 提出書類①及び②の Excel データを提出
- 5 提出先 (1) 郵送 大阪府教育庁私学課 小中高振興グループ
〒540-8570 大阪府大阪市中央区大手前 3-1-43 大阪府庁新別館南館 10 階
(2) 電子メール shigakudaigaku-g01@sbox.pref.osaka.lg.jp
※件名は「【学校名】令和 2 年度学校教育設備整備費等補助金（特別支援教育設備整備費等）」としてください。
- 6 留意事項
 - ① 補助対象となる事業は、学校法人が特別支援学校、小学校若しくは中学校（中等教育学校の前期課程を含む）の特別支援学級、又は学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）第 140 条に定めるところにより心身の故障に応じた特別の指導の場（通級指導教室）において実施する募集対象事業となります。
 - ② 補助対象事業の詳細については、学校教育設備整備費等補助金交付要綱（平成 15 年 4 月 1 日文部科学大臣決定）に定める補助実施要領（別記 2-2-1）の内容をご確認ください。
 - ③ 提出書類③のうち、見積書については、必ず理事長名による原本証明を付してください。
 - ④ 文部科学省からの依頼文及び様式は、以下 URL の大阪府ホームページに掲載しています。
(URL : <http://www.pref.osaka.lg.jp/shigaku/syoutyuukou/sinseiyousiki.html>)

大阪府教育庁私学課
小中高振興グループ 井上、川脇
電話 06-6941-0351（内線 4852）
E-mail : shigakudaigaku-g01@sbox.pref.osaka.lg.jp